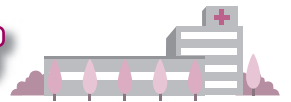


後期高齢者医療保険制度の保険料が変わります



平成24年度及び平成25年度の後期高齢者医療保険料率

平成24年2月28日に開催された平成24年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会において、平成24年度及び平成25年度の後期高齢者医療保険料率及び賦課限度額が決定されました。

後期高齢者医療制度では、公費が約5割、現役世代からの支援金が約4割、被保険者の後期高齢者医療保険料が約1割を負担することにより、被保険者が受ける医療に係る給付等を行っています。

保 険 料	平成24・25年度		平成22・23年度（参考）	
	均等割額	39,500円	均等割額	37,462円
所得割率	8.00%	所得割率	7.60%	
保険料の賦課限度額（上限額）		55万円	50万円	

- 保険料率（均等割額・所得割率）は、都道府県単位で計算され、2年ごとに見直されます。

保険料率が上昇する主な理由

・平成20年度から22年度までの茨城県における被保険者一人当たり医療給付費の平均増加率が約3.4%で、医療給付費が増加傾向にある。

・国が定める後期高齢者負担率^{*1}が10.26%（平成22・23年度）から10.51%（平成24・25年度）に上昇した。

※1 後期高齢者負担率は、被保険者が負担する保険料が医療給付費等の費用に占める割合です。世代間負担の公平性の観点から、若年人口の減少に応じて、後期高齢者負担率（保険料の負担割合）が上昇する仕組みとなっています。

個人ごとの保険料額の決め方

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{1年間の保険料額} \\ \hline \text{(100円未満切捨て)} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \text{39,500円} \\ \hline \end{array}
 +
 \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{(賦課のもととなる金額)^{*2}} \\ \hline \times 8.00\% \\ \hline \end{array}$$

※2 賦課のもととなる金額 = 総所得金額等^{*3} - 基礎控除33万円

※3 総所得金額等とは、前年の収入から必要経費（公的年金控除額や給与所得控除額など）を差し引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除などの各種所得控除前の金額です。なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

平成24年度及び平成25年度の保険料の軽減

平成24年度及び平成25年度においても、従来の保険料額の軽減措置が継続されます。

そのため、所得の少ない方（世帯）や後期高齢者医療制度に加入する前に会社などの健康保険の被扶養者だった方は、引き続き、保険料均等割額及び所得割額が軽減されます。

<保険料均等割額の軽減の例>

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等が次の場合	均等割額の軽減割合
33万円を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯（※その他各種所得がない場合）	9割
33万円を超えない世帯	8.5割
33万円+「24.5万円×世帯の被保険者数（被保険者である世帯主を除く）」を超えない世帯	5割
33万円+「35万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯	2割

■ 問い合わせ ■

保険料の計算について 茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 ☎029-309-1213

保険料の納付について 税務徴収課 市民税グループ ☎52-1111（内線232）